２　減免認定又は減免変更認定は、当該減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生等が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行ってはならない。

一～五　［略］

第十条　減免認定を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれにも該当しない学生等（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一　過去に減免認定を受けたことがある者（次号イ又はロに掲げる者であって過去に第十五条第一項に規定する減免認定又は減免変更認定の取消しを受けたことがないものを除く。）

二～八　［略］

九　同時に二以上の確認大学等に在学する学生等にあっては、他の確認大学等において、前条第一項の申請を行っている者

２　前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一　選考対象者（前項第二号イ又はロに掲げる者を除く。）のうち選考時において確認大学等への入学後一年を経過していないものにあっては、次のいずれかの基準（認定試験合格者のうち機構確認者にあっては、ロの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れた者であると認められること。

イ・ロ　［略］

二　選考対象者のうち前号に該当しないものにあっては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れた者であると認められること。

イ・ロ　［略］

次条第一項に規定する選考の結果、その在学する確認大学等の設置者が授業料等減免対象者としての認定を行うべき者とみなす。

３　授業料等減免対象者としての認定は、授業料等減免を受けようとする学生等が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行ってはならない。

一～五　［同上］

第十条　授業料等減免を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない学生等（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一　過去に授業料等減免対象者としての認定を受けたことがある者（次号イ又はロに掲げる者であって過去に第十五条第一項に規定する授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けたことがないものを除く。）

二～八　［同上］

九　二以上の確認大学等に在学する学生等にあっては、他の確認大学等において、前条第一項の申請を行っている者

２　選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一　選考対象者（前項第二号イ又はロに掲げる者を除く。）のうち選考時において確認大学等への入学後一年を経過していない者にあっては、次のいずれかの基準（認定試験合格者のうち機構確認者にあっては、ロの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ・ロ　［同上］

二　選考対象者のうち前号に該当しない者にあっては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ・ロ　［同上］

三　選考対象者のうち法第四条第一項第一号の認定事由に該当する者として減免認定を受けようとするものにあっては、次のいずれにも該当するかどうかを判定する方法により、当該認定事由に該当する者であると認められること。

イ　当該選考対象者が、その生計維持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のいずれかに該当する者であること。

ロ　当該選考対象者の生計維持者の扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上であること。

ハ　当該選考対象者及びその生計維持者が有する資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。以下同じ。）の合計額が三億円未満であること。

四　選考対象者のうち法第四条第一項第二号の認定事由に該当する者として減免認定を受けようとするものにあっては、当該選考対象者及びその生計維持者の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、当該認定事由に該当する者であると認められること。

イ　減免額算定基準額（施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額をいう。以下同じ。）次の(1)又は(2)に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1)　特にその授業料に係る経済的負担の軽減の必要性が高いと認められるものとして文部科学大臣が別に公示［号を加える。］

三　選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ　減免額算定基準額（施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額をいう。以下同じ。）次の(1)又は(2)に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1)　多子世帯における生計維持者の扶養親族（施行令第二条第二項に規定する授業料等減免実施年度分の地方